

武蔵野総合クリニック清瀬施設基準一覧 2024.6.1 現在

▼機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っております。

- ・他の医療機関の受診状況やお薬の処方内容を把握した上で、必要なお薬の管理を行います。
- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- ・必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日のお問合せへの対応を行っております。

▼時間外対応加算 1

- ・当院は時間外対応加算 1 を算定し、医師、看護職員、事務員が 24 時間かかりつけの患者様（継続して受診されている患者様）の電話対応を致しております。電話等での相談の結果、緊急の対応が必要と判断される場合、外来診療のご案内、他医療機関との連携又は救急搬送等の必要性が判断される場合は指示等を行います。専用電話でのお問合せになりますので、個人情報に関わることのご質問や、診察予約等に関してのお問合せはご遠慮ください。

かかりつけの患者様の時間外の対応は下記番号にお願いします。

042-497-1870

▼外来感染対策向上加算

- ・院内感染管理者である医師を中心に、感染防止対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年 2 回以上実施します。
- ・感染性が高い疾患（インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスなど）が疑われる場合は、一般診察の患者様と動線を分けた診察スペースを確保して対応します。
- ・標準感染予防対策を踏まえたマニュアルを作成し、職員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・基幹病院と連携体制を構築し、必要な情報提供やアドバイスを定期的を受けながら、院内感染対策の向上に努めます。

▼明細書発行体制等加算

- ・医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

▼一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供されやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること。これにより供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数の医薬品から選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

▼医療 DX 推進体制整備加算

- ・オンライン資格確認システムを通じて、患者様の診療情報等を閲覧し、活用できる体制を整えております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、ポスター掲示を行っております。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施していきます。

▼医療情報取得加算

- ・マイナンバーカードを健康保険証として使用できる体制を整えております。
- ・オンライン資格確認により保険情報・医療情報・薬剤情報などを取得し、活用することでより質の高い医療の提供に努めます。

▼情報通信機器を用いた診療に係る基準

情報通信機器を用いた診療において、当院は以下を満たしております。

1 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準

(1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、以下のア～ウを満たしております。

ア 保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場合においては、実施場所が厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「オンライン指針」)に該当しており、事後的に確認が可能です。

イ 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有しております。

ウ 患者様の状況によって、当該保険医療機関において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応することが可能です。

(2) オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関です。

2 届出に関する事項

(1) 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に係る届出を行っております。

(2) 毎年7月に、前年度における情報通信機器を用いた診療実施状況及び診療の件数について届出を行っております。

▼生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ

糖尿病(在宅自己注射を行っていない方)・脂質異常症(高コレステロール血症・高脂血症)・高血圧症のいずれかの病名で治療中の患者様は、「生活習慣病管理料Ⅰ又はⅡ」が算定されます。生活習慣病治療にあたりましては、服薬・運動・栄養等に関し懇切丁寧な指導・管理し治療を行ってまいります。治療にあたり、該当する患者様には療養計画書へのサインを初回のみお願いしております。何卒ご理解ご協力をお願い申し上げます。尚、下記に該当するご病気で受診中の患者様は従来通り特定疾患療養管理料を算定させていただきます。

該当する病名

結核・悪性新生物（癌）・甲状腺障害・処置後甲状腺機能低下症・スフィンゴリピド代謝障害及びその他の脂質蓄積障害・ムコ脂質症・リポジストロフィー・ローノア・ベンソード腺脂肪腫症・虚血性心疾患・不整脈・心不全・脳血管疾患（脳梗塞・脳出血等）・一過性脳虚血発作及び関連症候群・単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎・詳細不明の慢性気管支炎・その他の閉塞性肺疾患・肺気腫・喘息・喘息発作重責状態・気管支拡張症・胃潰瘍・十二指腸潰瘍・胃炎及び十二指腸炎・肝疾患（経過が慢性なものに限る）・慢性ウィルス肝炎・アルコール性慢性肝炎・その他慢性肝炎・思春期早発症・性染色体異常・アナフィラキシー・ギラン・バレー症候群

▼がん治療連携指導料

▼がん性疼痛緩和指導管理料

▼有床診療所緩和ケア診療加算

▼運動器リハビリテーション料（Ⅱ）

▼脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）

▼呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

▼ニコチン依存症管理料

▼糖尿病透析予防指導管理料

▼人工腎臓

▼導入期加算 1

▼透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

▼透析液水質確保加算

▼CT 撮影及び MRI 撮影

▼画像診断管理加算 1

▼プログラム医療機器等指導管理料

▼医療安全対策加算 2

▼医療機器安全管理料 1

▼酸素の購入単価

▼有料診療所入院基本料 1

当院では 1 日に 7 人以上の看護職員が勤務しています。

▼有床診療所入院基本料在宅復帰機能強化加算

・入院患者様の平均在院日数は規定を満たしております。

▼後発医薬品使用体制加算 2（入院）

・後発医薬品の使用促進に取り組んでおります。

・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切に対応できる体制

を整えております。

▼医療的ケア児(者)入院前支援加算（入院）

- ・医療的ケア児（者）の入院医療について、十分な実績を有しております。

▼患者サポート充実加算

▼機能強化型在宅療養支援診療所（病床あり）別添1の「第9」の1の（2）

- ・在宅支援連携体制を構築する武蔵野総合クリニック練馬、武蔵野総合クリニックいずみと併せて、在宅医療を担当する常勤の医師が3名以上配置されています。
- ・在宅支援連携体制を構築する他の保険医療機関と協力して、24時間連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定しております。24時間直接連絡がとれる連絡先電話番号（042-497-8572）等は一元化した上で、担当者及び連絡先、緊急時の注意事項等について、事前に患者様又はその看護を行うご家族に対して説明の上、文書により提供しております。
- ・在宅支援連携体制を構築する他の保険医療機関と協力して、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供しております。
- ・患家の求めに応じて、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保した訪問看護ステーションと連携しております。
- ・緊急時に居宅において療養を行っている患者様が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ関東厚生局長に届け出ております。
- ・在宅支援連携体制を構築する他の保険医療機関又は訪問看護ステーションと連携する場合には、緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、患者様の病状、治療計画、直近の診療内容等緊急の対応に必要な診療情報を文書（電子媒体を含む）により随時提供しております。
- ・患者様に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されています。
- ・当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携しております。
- ・年に1回、在宅看取り数等を関東厚生局長に報告しています。また、在宅支援連携体制を構築する他の保険医療機関の実績を含めた在宅看取り数等を、関東厚生局長に報告しております。
- ・在宅支援連携体制を構築する他の保険医療機関と併せて、過去1年間の緊急の往診の実績を5件以上有しております。
- ・在宅支援連携体制を構築する他の保険医療機関と併せて、過去1年間の在宅における看取りの実績を2件以上有しております。患家の同意を得て、患者様の病状、治療計画、直近の診療内容等緊急の対応に必要な診療情報を文書（電子媒体を含む）により随時提供しております。

▼在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料

▼在宅がん医療総合診療料

▼在宅緩和ケア充実診療所・病院加算 別添1の「第9」の2の(3)に規定する

▼協力対象施設入所者入院加算（在宅・入院）及び往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算（在宅）

・近隣の特別養護老人ホーム等の協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者様の病状の急変等に対応しております。

▼在宅患者訪問診療料(1)の注13及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算（在宅）

・オンライン資格確認システムを通じて、患者様の診療情報等を閲覧し、活用できる体制を整えております。

・電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施していきます。

・在宅医療において、多職種（医師・看護師・ケアマネージャー・薬剤師など）による医療・介護情報連携システムを使用した連携を行い、診療・治療に生かしております。